

「環境にやさしい農業」推進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 本県農業の持続的発展や地域資源の活用、生産者と消費者の提携を理念として、生産性の向上を図りつつ、環境への負荷を少なくし、農業の多面的機能を向上させていく「環境にやさしい農業」の推進を図るため、知事は農業者が組織する団体等が行う「環境にやさしい農業」推進事業に要する経費に対し、予算の範囲内において千葉県補助金等交付規則（昭和32年千葉県規則第53号。以下「規則」という。）及びこの要綱に基づき市町村（ただし、政令指定都市を除く。）に対し補助金を交付する。

(事業の種類、事業実施主体、経費及び補助率)

第2条 補助の対象とする事業の種類、事業実施主体、経費及びこれに対する補助率は別表1-1及び1-2に定めるとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当する事業は補助の対象とならない。

一 補助を受けようとする事業を行う者、その他団体にあつてはその役員等（業務を執行する社員、取締役、執行役若しくはこれらに準ずる者、相談役、顧問その他の実質的に当該団体の経営に関与している者又は当該団体の業務に係る契約を締結する権限を有する者をいう。以下同じ。）が次のイからハのいずれかに該当する者である事業

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

ロ 次のいずれかに該当する行為（ii又はiiiに該当する行為であつて、法令上の義務の履行としてするものその他正当な理由があるものを除く。）をした者（継続的に又は反復して当該行為を行うおそれがないと認められる者を除く。）

i 自己若しくは他人の不正な利益を図る目的又は他人に損害を加える目的で、情を知って、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員を利用する行為

ii 暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対して行う、金品その他の財産上の利益若しくは便宜の供与又はこれらに準ずる行為

iii 県の事務又は事業に関し、請負契約、物品を購入する契約その他の契約の相手方（法人その他の団体にあつては、その役員等）が暴力団員であることを知りながら、当該契約を締結する行為

ハ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

二 本要綱による補助金以外の県の補助金を受けている又は受けようとする事業

(申請)

第3条 規則第3条の規定により、補助金交付の申請をしようとするときは、知事が定める期日までに「環境にやさしい農業」推進事業補助金交付申請書（第1号様式）により、所轄農業事務所を経由し、知事に提出しなければならない。

2 前項の申請書を提出するときは、事業実施主体について当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のう

ち、消費税法（昭和 6 3 年法律第 1 0 8 号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない（第 7 号様式）。ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税相当額が明らかでない事業実施主体については、この限りでない。

（交付の条件）

第 4 条 規則第 5 条の規定する必要な条件は次のとおりとする。

- （1） 事業の内容の変更又は事業に要する経費の配分の変更（別表 2 に規定する重要な変更）をする場合においては、知事の承認を受けること。
- （2） 事業を中止又は廃止しようとする場合においては、知事の承認を受けること。
- （3） 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難になった場合においては、速やかに知事に報告し、その指示を受けること。

（承認の手続）

第 5 条 前条の規定により、知事の承認を受けようとするときは、「環境にやさしい農業」推進事業変更（中止・廃止）承認申請書（第 2 号様式）により、所轄農業事務所を経由し、知事に提出しなければならない。

（状況報告）

第 6 条 規則第 1 0 条の規定により、事業の遂行状況を報告しようとするときは、知事が指定する日現在の状況を「環境にやさしい農業」推進事業遂行状況報告書（第 3 号様式）により、その日から 1 5 日以内に報告しなければならない。

（実績報告）

第 7 条 規則第 1 2 条の規定により実績報告しようとするときは、事業完了の日から 3 0 日以内、もしくは当該年度の 3 月 3 1 日のいずれか早い日までに、「環境にやさしい農業」推進事業実績報告書（第 4 号様式）により、所轄農業事務所を経由し、知事に提出しなければならない。

（交付の請求）

第 8 条 規則第 1 5 条の規定により補助金の交付を請求しようとするときは、「環境にやさしい農業」推進事業補助金交付請求書（第 5 号様式）により、所轄農業事務所を経由し、知事に提出しなければならない。

（概算払の請求）

第 9 条 規則第 1 6 条の規定により補助金の概算払いを受けようとするときは、「環境にやさしい農業」推進事業補助金概算払請求書（第 6 号様式）により、所轄農業事務所を経由し、知事に提出しなければならない。

(暴力団密接関係者)

第10条 規則第17条第1項第3号の知事が定める者は、その役員等が第2条第2項第1号イからハまでのいずれかに該当する法人その他の団体及び個人とする。

附 則

この要綱は、平成23年度から平成27年度の予算に係る補助金まで適用する。

附 則

この要綱は、平成23年7月1日より施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月12日より施行する。

附 則

この要綱は、平成28年度の予算に係る補助金に適用する。

附 則

この要綱は、平成28年4月27日より施行する。

附 則

この要綱は、平成29年度から平成31年度の予算に係る補助金まで適用する。

附 則

この要綱は、平成29年5月17日より施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月25日より施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行し、令和2年度の予算に係る補助金に適用する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行し、令和3年度の予算に係る補助金に適用する。

附 則

この要綱は、令和3年10月5日から施行し、令和3年度の予算に係る補助金に適用する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行し、令和4年度から令和6年度の予算に係る補助金に適用する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行し、令和6年度分の予算に係る補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行し、令和7年度分の予算に係る補助金から適用する。

別表 1－1 事業の種類、事業実施主体、経費及びこれに対する補助率、補助上限額

事業の種類	事業実施主体	経費	補助率	補助上限額
		①有機質資材施用技術、 ②化学肥料低減技術、 ③化学合成農薬低減技術、及び④県が別に定める環境にやさしい農業推進に特に必要でかつ効果が顕著であると認められる技術の導入に伴う、機械、施設及び資材に要する経費に対し、市町村が補助する場合に要する経費		
1. 機械・施設導入支援	(1) 農業者が組織する団体 代表者、組織規約及び機械等の利用規定等があり3戸以上の農業者で構成される営農組織及び農業法人 (2) 市町村が特に必要と認める農業者 次のいずれかに該当する者であって、市町村が特に認めるもの（1戸1法人である農業法人を含む） ア 農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第12条第1項に規定する農業経営改善計画の認定を受けた農業者 イ 農業経営基盤強化促進法第14条の4第1項	①有機質資材施用技術 ②化学肥料低減技術 ③化学合成農薬低減技術 ④県が特に必要と認める技術	(1) 事業費の2分の1以内の額 (2) 事業費の3分の1以内の額	1. 1事業実施主体あたり2,000千円 かつ、堆肥舎上限単価2.2万円/m²

	に規定する青年等就農計画の認定を受けた農業者（ただし経営開始後5年以内） ウ 農業経営基盤強化促進法第19条に規定する「農業経営基盤の強化の促進に関する計画（地域計画）」において目標地図に位置付けられた農業を担う者			
2. 資材導入支援	(1) 農業者が組織する団体代表者、組織規約及び機械等の利用規定等があり3戸以上の農業者で構成される営農組織及び農業法人	③化学合成農薬低減技術 ④県が特に必要と認める技術	事業費の3分の1以内の額	2. 1 事業実施主体あたり500千円

（ただし、千円未満の端数は切捨）

別表 1－2 農業者の要件

事業実施主体となる農業者の要件	
別表 1－1 に掲げる農業者の要件は、次のいずれか掲げるものとする。	
(1) 持続農業法に基づく県導入指針で定める技術導入計画の認定を受けた農業者（以下、「エコファーマー」という。）	
(2) 「ちばエコ農業」推進要綱に基づき「ちばエコ農産物」の認証を受けている農業者	
(3) 「ちばエコ農業」推進要綱に基づき、当該事業完了時までに栽培計画書の登録が見込まれる農業者	
(4) 日本農林規格等に関する法律（昭和 25 年法律第 175 号）第 14 条の登録認定機関により、有機農産物の日本農林規格に適合した有機農産物の生産を行う者として認定された農業者（以下、「有機 J A S 認定者」という。）または事業完了時までに「有機 J A S 認定者」になることが見込まれる農業者	
(5) みどりの食料システム法第 2 条第 4 項第 1 号に基づき、環境負荷低減に取り組む 5 年間の事業計画を作成し、知事の認定（以下、「みどり認定」）を受けた農業者または、事業完了時までに認定を受けることが見込まれる農業者	

別表 2 事業実施計画の重要な変更

重 要 な 変 更	
経費の配分の変更	事業内容の変更
事業実施主体にかかる事業費の 3 0 % を超える範囲の増減	事業実施主体の変更

年度「環境にやさしい農業」推進事業補助金交付申請書

番 号
年 月 日

千葉県知事 ○○○○ 様

市 町 村 長

年度において、下記のとおり「環境にやさしい農業」推進事業（「環境にやさしい農業」技術導入支援）を実施したいので、千葉県補助金等交付規則第3条の規定により補助金 円の交付を申請します。

記

1 事業の目的

2 事業計画

(1) 事業主体

事業主体名	所在地	事業主体の代表者名	備 考

(2) 事業の内容

事業 実施主体	作物名	受 益		導 入 施 設 ・ 機 械 の 内 容				
		戸数	面積 出荷 量等	工種・ 施設区分 ・資材名	構造・ 能力	事業量	単価	事 業 費
		戸	h a t				円	円
		小計						
		消費税						
		計						

注：事業実施主体ごとの小計を記入する。

3 経費の配分及び負担区分

区 分※1	総事業費 (A) + (B) + (C)	補助事業に要 する（した） 経費 (A) + (B)	負 担 区 分			備考※2
			県 費 (A)	市町村費 (B)	その他 (C)	
〇〇〇〇費	円	円	円	円	円	
〇〇〇〇費						
計						

※1 区分欄には別表 1-1 の経費毎に記載すること

※2 備考欄には、事業実施主体ごとに消費税仕入控除税額を減額した場合には「減額した金額〇〇〇円」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には「含税額」とそれぞれ記入すること。

4 事業完了予定年月日（事業完了年月日）

年 月 日

5 収支予算（収支精算）

（１）収入の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比 較		備考
			増	減	
県補助金	円	円			
計					

（２）支出の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比 較		備考
			増	減	
	円	円			
計					

6 市町村の予算措置状況

7 事業実施主体の収支予算（収支精算）

（１）収入の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比 較		備 考
			増	減	
県補助金	円	円	円	円	資金名
借入金					
自己資金					
計					

（２）支出の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比 較		備 考
			増	減	
〇〇〇〇〇〇費	円	円	円	円	
〇〇〇〇〇〇費					
計					

8 添付資料

（１）市町村の補助金交付に関する規定又は要綱(実績報告については不要)

（２）実施設計書（出来高設計書）、カタログ等を添付すること。

※事業実績報告書については、契約書の写しを添付すること。

【参考様式】

年度「環境にやさしい農業」推進事業
（「環境にやさしい農業」技術導入支援）
実施（出来高）設計書

市 町 村 名	
事業実施地区	
事業実施主体	

審 査	機 関 名	職名・氏名
設 計 等	区 分	所属機関名及び氏名
	測量者	
	設計者	
	事業実施主体 代表者	

1 設計説明書

事 業 の 概 要	
設 計 箇 所	
事業量及び事業費	
事業費の負担方法	県補助金 円 (%) 地元負担金 円 (%) うち〇〇資金 円 自己資金 円
設 計 方 法	
設 置 期 間	
設置後の管理方法	

2 事業費内訳

資 材 名	構造又は 規格等	規模又は 数 量	金 額	摘 要
			円	

3 添付資料

(1) 仕様書及び設計図

年度「環境にやさしい農業」推進事業変更(中止・廃止)承認申請書

番 号
年 月 日

千葉県知事 ○○○○ 様

市 町 村 長

年 月 日付け千葉県環農指令第 号 で補助金交付決定のあった「環境にやさしい農業」推進事業（「環境にやさしい農業」技術導入支援）の実施について、下記のとおり変更（中止・廃止）したいので、千葉県補助金等交付規則第5条の規定により承認を申請します。

記

- 1 変更の理由
- 2 変更計画の内容
- 3 その他必要事項

（注）第1号様式に準じ、変更事項ごとに、変更前をカッコ書きで上段に変更後とその下段の二段書きにして内容が対比できるように作成すること。

年度「環境にやさしい農業」推進事業遂行状況報告書

番 号
年 月 日

千葉県知事 ○○○○ 様

市 町 村 長

年 月 日付け千葉県環農指令第 号 をもって交付決定のあった 年
度「環境にやさしい農業」推進事業（「環境にやさしい農業」技術導入支援）の 年 月
日現在の遂行状況を千葉県補助金等交付規則第10条の規定により下記のとおり報告しま
す。

記

区 分	計画事業費 (A)	出来高事業費 (B)	進捗率 (B/A)	残高事業費 (A-B)	備 考
	円	円	%	円	
合 計					

年度「環境にやさしい農業」推進事業実績報告書

番 号
年 月 日

千葉県知事 ○○○○ 様

市 町 村 長

年 月 日付け千葉県環農指令第 号 で補助金交付決定のあった
「環境にやさしい農業」推進事業（「環境にやさしい農業」技術導入支援）を下記のとおり
実施したので、千葉県補助金等交付規則第12条の規定により報告します。

記

（以下、第1号様式に準ずる。）

※ 交付申請と実績報告で変更がある場合、双方を容易に比較対照できるよう変更部分を二段書き
とし、交付申請時を括弧書きで上段に記載すること。

年度「環境にやさしい農業」推進事業補助金交付請求書

番 号
年 月 日

千葉県知事 ○○○○ 様

市 町 村 長

年 月 日付け千葉県環農達第 号 で額の確定のあった「環境にやさしい農業」推進事業補助金を、千葉県補助金等交付規則第15条の規定により、下記のとおり請求します。

記

金 円

振込先

口座： 銀行 支店 普通・当座 口座番号
口座名義人（漢字）：
口座名義人（カナ）：

年度「環境にやさしい農業」推進事業補助金概算払請求書

番 号
年 月 日

千葉県知事 ○○○○ 様

市 町 村 長

年 月 日付け千葉県環農指令第 号で補助金交付決定のあった「環境にやさしい農業」推進事業補助金を、千葉県補助金等交付規則第 16 条第 2 項の規定により、下記のとおり概算払いされるよう請求します。

記

金 円

振込先

口座： 銀行 支店 普通・当座 口座番号

口座名義人（漢字）：

口座名義人（カナ）：

番 号
年 月 日

千葉県知事 ○○○○ 様

市 町 村 長

年度仕入れに係る消費税等相当額報告書

年 月 日付け千葉県環農指令第 号で補助金交付決定のあった 年度
「環境にやさしい農業」推進事業補助金交付要綱第3条2項の規定により、下記のとおり
報告します。

記		
1	年 月 日付け千葉県環農達第 号による額の確定通知額	
	金	円
2	補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額	
	金	円
3	消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額	
	金	円
4	補助金返還相当額（3－2）	円

注 事業実施主体の内訳資料、その他参考となる資料を添付すること。